

掛川市訓令甲第 1 号

掛川市臨時職員等の任用等に関する規程（平成17年掛川市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月22日

掛川市長 松 井 三 郎

第10条第 4 項第 2 号中「10週間」を「14週間」に改める。

別表第 1 備考中 3 を 4 とし、2 を 3 とし、1 の次に次のように加える。

2 1 週間当たりの勤務時間が30時間以上の臨時職員等に係る年次有給休暇の付与日数は、勤務日数を 5 日とみなしてこの表を適用する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

| 職 種 | 勤続期間及び月給 | | 時間給 |
|---|----------|----------|--------|
| | 勤続期間 | 月給 | |
| 一般事務 | 2年以上 | 153,000円 | 940円 |
| | 2年未満 | 144,100円 | 890円 |
| 給食員 | 2年以上 | 170,100円 | 1,050円 |
| | 2年未満 | 158,300円 | 970円 |
| 幼児教育指導主事 | 2年以上 | 209,800円 | 1,290円 |
| | 2年未満 | 199,700円 | 1,230円 |
| 幼児教育士（3歳児から5歳児までの学級担任に限る。） | 5年以上 | 205,400円 | 1,260円 |
| | 2年以上 | 198,900円 | 1,220円 |
| | 2年未満 | 182,800円 | 1,120円 |
| 幼児教育士（3歳児から5歳児までの学級担任を除く。）・就労支援員・ことばの教室指導員・発達相談員・家庭児童相談員・准看護師 | 5年以上 | 195,400円 | 1,200円 |
| | 2年以上 | 188,900円 | 1,160円 |
| | 2年未満 | 172,800円 | 1,060円 |
| 業務員 | 2年以上 | 198,400円 | 1,220円 |
| | 2年未満 | 185,700円 | 1,140円 |
| 保健師・看護師・介護支援専門員 | 5年以上 | 224,900円 | 1,380円 |
| | 2年以上 | 220,100円 | 1,350円 |
| | 2年未満 | 211,100円 | 1,300円 |
| その他特殊な技能、経験等を要する職 | 2年以上 | 178,000円 | 1,090円 |
| | 2年未満 | 162,900円 | 1,000円 |

備考

- 1 賃金の額を決定する場合において、当該賃金の額を適用すべき職員の勤務成績が良好でないときは、当該賃金の額を適用するために必要な勤続期間を経過していないものとみなす。
- 2 その他特殊な技能、経験等を要する職とは、教育センター主務担当者、学芸員、市史編纂業務員、体育指導助手、介護認定調査員及び管理栄養士をいう。

別表第4の6月1日の項中「1.225月」を「1.3月」に改め、同表12月1日の項中「1.375月」を「1.3月」に改める。

附 則

- 1 この訓令甲は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市臨時職員等の任用等に関する規程の規定は、施行日以後に係る賃金について適用し、施行日前に係る賃金については、なお従前の例による。